

京都市立芸術大学跡地における土壤汚染対策法に基づく区域指定について

京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）については、令和5年10月に京都駅東部エリアに移転・開校したことに伴い、移転後の跡地活用に向けた土壤調査を令和6年1月から令和7年3月まで実施したところ、敷地全体を705に区画したうち21区画から土壤汚染対策法（以下「法」という。）の基準値を超える物質が検出されたため、本年4月に法に基づく区域指定の申請を環境政策局に行いました。

同局による調査等の結果、令和7年8月28日に21区画中、2区画が「要措置区域」、19区画が「形質変更時要届出区域」の指定を受けましたので御報告いたします。

※1区画は原則10m×10m

1 区域指定

(1) 要措置区域（2区画）

汚染土壤の人への摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがある区域

テトラクロロエチレンが検出された区画を中心とする、半径1kmの地下水の流向下流にあたる東側範囲において、飲用井戸の利用が確認され、健康被害を防止するために措置を講じる必要がある。

(2) 形質変更時要届出区域（19区画）

汚染土壤の人への摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがない区域

カドミウム、鉛、水銀が検出された区画を中心とする、半径80mの地下水の流向下流にあたる東側範囲において、飲用井戸の利用等が確認されなかったため、汚染の除去等の措置は不要であるが、土地の形質変更を行う際に届出が必要となる。

2 土壤調査の結果概要（別紙「箇所図」参照）

	種類	基準値		検出量	区画数	区域指定
①	テトラクロロエチレン	土壤溶出量 (mg/ℓ)	0.01	0.07 ～0.17	2	要措置区域
②	テトラクロロエチレン	地下水基準 (mg/ℓ)	0.01	0.029 ～0.13	3	(①に含む)
③	カドミウム及びその化合物	土壤溶出量 (mg/ℓ)	0.003	0.004 ～0.053	5	形質変更時 要届出区域
④	鉛及びその化合物	土壤溶出量 (mg/ℓ)	0.01	0.014 ～0.11	11	〃
⑤	鉛及びその化合物	土壤含有量 (mg/kg)	150	250 ～990	4	〃
⑥	水銀及びその化合物	土壤溶出量 (mg/ℓ)	0.0005	0.0007 ～0.0017	3	〃

(注1) ①と②は同区画。②のみは区域指定の対象外。

(注2) 4区画は重複しており、区域指定の対象となる区画は21区画となる。

○ 土壌溶出量基準

汚染土壌に含まれる有害物質が溶け出した地下水を、70年間毎日、2ℓずつ飲み続けても健康への影響が出ないと判断される濃度の基準

○ 土壌含有量基準

有害物資が含まれた汚染土壌を、70年間毎日、100mg(6歳以下は200mg)摂取し続けても健康への影響が出ないと判断される濃度の基準

3 今後の対応

(1) 要措置区域(2区画)

法に基づき、汚染除去等計画※(以下「計画」という。)を作成し、汚染等の除去の措置を講じる必要がある。

計画の作成に当たっては、より効果的・効率的な検討を行うため、土壌ガスや地下水分析等を速やかに実施するとともに、その結果を踏まえ、令和7年度中に対策工法の検討を含めた計画の作成を進め、令和8年度以降に汚染等の除去の措置を行う。

※ 要措置区域内において汚染の除去等の措置を行う方法やその時期等を記載した計画書

(2) 形質変更時要届出区域(19区画)

汚染の除去等の措置は不要であるが、引き続き、関係者以外の立入りを制限し、対象となる区画をシートで覆うなど適切な維持管理を行う。

4 京都芸大の跡地活用との関係

行財政局で進めている京都芸大の跡地活用については、引き続き民間活力による活用を図ることに変わりはないが、要措置区域に指定されたことを受け、まず計画を作成する必要があるため、計画の内容を踏まえ、活用のスケジュールを検討していく。

(参考) これまでの経過と今後のスケジュール(土壌調査関係)

令和6年1月	土壌調査開始(地歴調査、表層調査、深度調査等)
令和7年3月	調査報告書受領
4月	区域指定の申請
8月	区域指定の告示
令和7年度中	汚染除去等計画の作成
令和8年度以降	汚染の除去等の措置の実施

箇所図

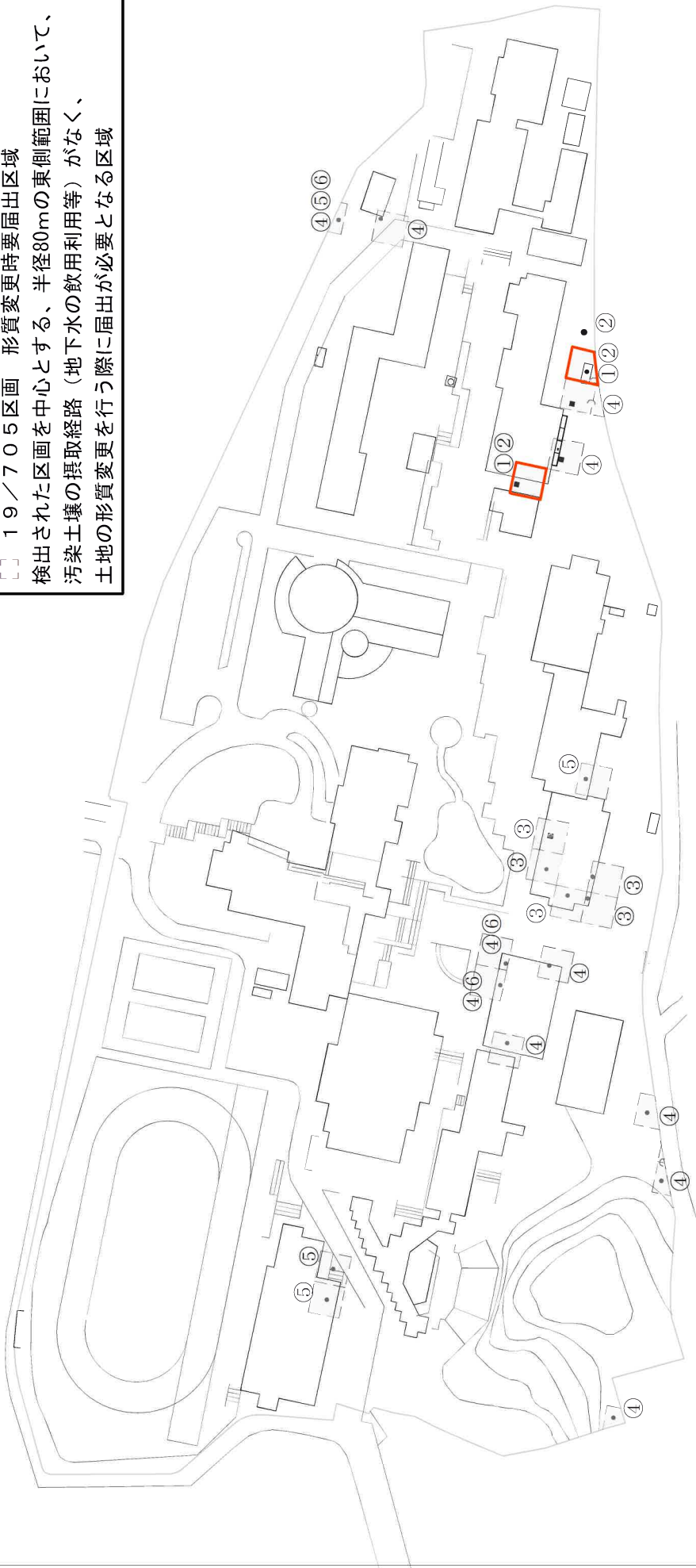


□ 2／705区画…要措置区域

検出された区画を中心とする、半径1kmの東側範囲において、汚染土壌の摂取経路（地下水の飲用利用）があり、健康被害を防止するため措置を講じる必要がある区域

□ 19／705区画 形質変更時要届出区域

検出された区画を中心とする、半径80mの東側範囲において、汚染土壌の摂取経路（地下水の飲用利用等）がなく、土地の形質変更を行う際に届出が必要となる区域



種類	基準値		検出量
	テトラクロロエチレン	土壌溶出量(mg/0.01)	
①	テトラクロロエチレン	地下水基準(mg/0.01)	0.07～0.17
②	カドミウム及びその化合物	土壌溶出量(mg/0.003)	0.029～0.13
③	鉛及びその化合物	土壌溶出量(mg/0.01)	0.004～0.053
④	鉛及びその化合物	土壌含有量(mg/kg)	0.014～0.11
⑤	鉛及びその化合物	土壌含有量(mg/kg)	250～990
⑥	水銀及びその化合物	土壌溶出量(mg/0.0005)	0.0007～0.0017

- ・土壌溶出量基準：汚染土壌に含まれる有害物質が溶け出した地下水を、70年間毎日、20μg（6歳以下は200mg）摂取し続けても健康への影響が出ないと判断される濃度の基準
- ・土壌含有量基準：有害物質が含まれた汚染土壌を、70年間毎日、100mg（6歳以下は200mg）摂取し続けても健康への影響が出ないと判断される濃度の基準